

非公式訳

投資委員会布告

第 2/2565 号

件名：東部経済回廊（EEC）における投資奨励措置の期間延長

仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号、件名「投資奨励政策及び基準」に引き続き、

東部経済回廊（EEC）における対象事業への投資を継続的に促進させ、特定産業のための特別経済開発区における投資奨励申請を明確化するため、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 31 条、第 31/1 条および第 35 条の権限に基づき、投資委員会は下記の通り發布する。

第 1 項 仏暦 2563 年（2020 年）1 月 15 日付投資委員会布告第 2/2563 号、件名「東部経済回廊（EEC）における投資促進措置」の第 6 項の内容を廃止し、以下の内容を代わりに使用する。

「第 6 項 本措置は仏暦 2563 年（2020 年）1 月 2 日から仏暦 2565 年（2022 年）の最終営業日までの間に 提出される奨励申請書に適用される。但し、東部経済回廊イノベーション地区（EECi）、デジタルパーク・タイランド（EECd）、東部航空都市（EECa）、タマサート（パタヤ）メディカルハブ（EECmd）、およびブラパー大学（バンセーン）ゲノム医学の奨励地区（EECg）の 5 ヶ所の特定産業のための地区に立地することに基づく恩典は、申請期限なしに本措置に基づく投資奨励申請書を提出することができる。」

第 2 項 仏暦 2563 年（2020 年）1 月 15 日付投資委員会布告第 2/2563 号、件名「東部経済回廊（EEC）における投資促進措置」の第 7 項および第 8 項として以下の内容を追加する。

「第 7 項 東部経済回廊事務局が何処か特定産業のための特別経済開発区における恩典付与の決定を發布し、東部経済回廊法に基づき施行されている場合は、その特定産業のための特別経済開発区における投資奨励申請書の提出期限が終了したと見なす。

第 8 項 関連手続きの布告発行、および東部経済回廊事務局が發布した通りの特定産業のための特別経済開発区における投資奨励の中止について投資委員会事務局に委任する。」

尚、仏暦 2564 年（2021 年）12 月 20 日より有効とする。

發布日：仏暦 2565 年（2022 年）2 月 21 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

（プラユット・チャンオーチャー）

首相

投資委員会委員長